

農業経営の企業形態に関する検討

— 畜産経営を中心にして —

新 山 陽 子

1. は じ め に

「新しい食料・農業・農村政策の方向」(以下「新政策」と略す)がだされたこともあり、多様な経営体の育成に関心がもたれている。しかし、経営の多様化の実態を把握しようとするとき、その手がかりとなる経営経済的側面からの企業形態の整理はまだ十分には進んでいない¹⁾。新政策とあいまって、法人化の議論にともなう法律形態の議論が盛んなこととは対象的である。農業経営の育成のためにどのような法律形態を準備すべきかは大切なことである²⁾。しかし、法律形態は経営にとってはあくまで器にすぎない。実体である経営経済の特質をとらえることが欠けてはならないであろう。

本来「企業形態」は経済的形態の把握を意図するものであったが、新政策がだされ農業法人論が盛んになって以降、農業の企業形態区分が法制度に即して行われることが多くなっている。経営経済の実態に即した形態類型は一般経営学では「企業形態」あるいは「経済的形態」とよばれる。これに対して法制度に即した分類は「法律形態」とよばれる。本来別次元のものであるこれら両者の混同があるように考えられる。また、それだけでなく後でのべるように、実態からみて、法制度に即した区分は経営経済の実態を把握するのにふさわしいものではない。その他に、法律に裏付けられた行政用語が用いられることも多く、これはある程度経営経済の実態を反映しているものの、概念定義があいまいなため、再定義なしに経営経済的性格の立ち入った分析を始めると混乱をきたすことになる。

ところで、畜産分野においてもいわゆる農家すなわち伝統的家族経営の減少が著しく、将来の担い手の不足が危惧される。しかし、畜産分野では他方で農業生産者による経営の企業の展開も進んでおり、また農外資本・農業関連資本の進出、および農業協同組合や地方自治体による経営が最も進んでいる分野であり、これら複数の方向で経営の多様化がみられる。

そこで本稿では、最も多様化の進んでいる畜産経営をとりあげることによって、農業経営の多様性をとらえることができるような、経営経済的性格にもとづく企業形態の整理を行うことを課題としたい。

畜産経営の企業形態分類については、十分な定説はない。ここでは、①経営の基礎構造(経営要素の結合関係)、②企業的展開度合(経営体の母体経済からの自立度合)の2つの指標をもちいることとする。また、この2つの指標によって区分された類型について、経営構造、経営目標、経営管理の3つの側面からその内容規定を行う。さらに、以上による企業

- ## 2. 畜産経営の企業形態区分

ところがこのようにみたときでさえ、農業生産者による経営が企業的展開をとげつつある一方で、農業生産者以外の資本が参入している畜産のような分野では、共通の指標の設定は簡単ではない。一般経営学の分類でいえば図-1 にしめしたような広い範囲の性格の異なる経営の全体像を統一的にとらえねばならないからである。

農業経営の類型

生業（企業・資本擬性） ———— 「伝統的経営」

家族経営
協業経営

↑

「企業の経営」

家族経営
協業経営

↓

「企業経営」

家族・同族企業
集团的企業

農業生産者による経営

私企企業（私的資本）

公私混合企業（公私混合資本）

公企企業（公的資本）

協同組合資本（協同組合資本）

個人企業

集团企業（出資複数）

人的信用基礎

人的集团企業（合名会社）

混合的集团企業（合資・有限会社）

資本的信用基礎

資本的集团企業（株式会社）

一般企業経営の領域

畜産経営の領域

農外資本・農業関連資本による経営

— 74 —

一般に経営の性格をとらえるとき農業の分野でもっとも重視されるのは、農業生産者による経営か、農外資本や農業関連資本などの農業生産者以外の経営主体による経営かの区別である。ついで注目されるのは、前者については人的結合の性格であり（家族の結合か複数家族または生産者同士の結合かなど）、後者については資本の性格であるのが一般的であろう。生産者以外の経営とそれ以外の経営では区分の指標が異なるのである。

農業経営を農業生産者による経営と農業生産者以外の経営主体による経営とに区分することは、農地所有の制限に関わって重要な視点であるが、それだけでなく、従来はその両者では経営の基礎構造が異なるため、同一の指標は用いにくかったということがある。従来は、農業生産者による経営は企業的展開度が低く、企業以前の生業の領域にあった。すなわち、母体経済＝消費経済と経営が未分離であり、したがって出資資本をもたず、家族や地域生産者同士の人的な結合関係が基礎となる経営であった。これに対して、農業生産者以外の経営は企業経営であり、母体経済と経営は分離しており、出資資本にもとづく資本結合が経営の基礎になっている。このため前者は人的結合に着目して区分し、後者は資本の性格に着目して区分することになっていたといえる。

農業生産者による経営が、このような母体経済と未分離な出資資本をもたない人的結合体の段階にとどまっているかぎり、この両者の性格の違いは明瞭にとらえられるので、両者の区分は簡単であり指標が異なってもさしつかえなかろう。しかし、農業生産者による経営が企業的展開をはじめ、出資資本にもとづく資本結合体に転換しはじめると、農業生産者以外の経営主体による経営との企業形態上の連続性がうまれる。そこにおいては両者の同一性と異質性を明らかにすることが必要となる。少なくとも畜産経営においては、経営展開の現実からみるとこのような段階に達しつつあるといえる。

このように、多様化しつつある農業分野の経営をトータルに把握しかつ整理することはむずかしく、ただちに統一的な指標をもちだすことはできない（理論的には可能であるが、われわれの常識的認識とギャップが生じるだろう）。そこで、本報告においても、まず従来の認識の延長線上でとらえ、農業生産者による経営と農業生産者以外の経営主体による経営の企業形態を別々に区分する。農業生産者による経営については、まず人的結合に着目して区分し、そのうえに近年の企業的展開に即して、企業的展開の側面からの区分を重ねることによって、この変化しつつある経営の経済的性格をとらえることができるようにしたい。農業生産者以外の経営主体による経営については資本の性格に着目する。

このような考え方にたって整理したものが、表-1である。

(1) 農業生産者による経営の企業形態

① 構成員の人的結合関係からみた区分

農業生産者による畜産経営については、まず第1の指標として構成員の人的結合関係からその性格をとらえる。以下の3つに区別する必要がある。①農家において営まれる畜産経

注：〈農〉は農業生産法人であることが可能なことをしめす。□は、法人経営の範囲。

「伝統的経営」は、経営体が、その母体である消費経済（世帯）から構造的・機能的に自立していない段階、「企業経営」は、経営体が消費経済から構造的・機能的に自律した段階、

すなわち出資にもとづく経営が形成される段階、「企業的経営」は、その過渡的段階として区分する。

③ 企業形態区分

先の第1の構成員の人的結合関係からみた3つの区分のそれぞれについて、この第2の企業的展開度合の違いによる類型区分を行うことができる。その結果は、表-1に示したようになり、(1)農家において営まれる農業経営＝家族経営を出発点とし、その延長上に現れる経営形態を、(－1)「伝統的家族経営」、(－2)「企業的家族経営」、(－3)「家族・同族企業経営」の3つに区分することができる。(2)の農家間の生産者の集団で営まれる協業経営を出発点としてその延長上に現れる経営形態は、(－1)「伝統的協業経営」、(－2)「企業的協業経営」、(－3)「集団的企業経営」の3つに区分することができる。(3)は、「個人企業経営」のみである。

家族経営、協業経営といってもその企業的展開度合にしたがって、伝統的経営から企業経営までの形態が生まれる。逆に、集団の人的結合関係の違いにより「伝統的経営」に家族経営と協業経営の違いがあるように、企業経営にも「伝統的家族経営」からの発展形態として出資者が血縁の範囲にある「家族・同族企業経営」と、「伝統的」もしくは「企業的協業経営」からの発展形態として血縁によらない生産者の集団が出資者となる「集団的企業経営」との違いがある。これらは経営における意思決定のあり方や経営管理のあり方の相違を生むものと考えられる。

(2) 農業生産者以外の経営主体によって営まれる経営の企業形態

以上に対して、農業生産者以外の経営主体によって営まれるものは、その資本の性格から主に3つに区分できる。

表-1の表示にしたがえば、(4)農外資本・農業関連資本の直営農場、(5)農協の直営農場、(6)地方自治体の直営農場である。(4)は食肉を例にとれば、商社・食肉加工メーカー・食肉卸売業者・外食業者などの営む、養鶏・養豚・肉牛などの原種農場、ひな・子畜の生産を行う繁殖農場、コマーシャル畜を飼養する肥育農場などがある。(5)には全農、経済連、単協など総合農協の系統組織の各段階やその他専門農協が営む、豚の種豚センター、牛の繁殖センター、牛および豚の肥育センターなどがあり、(6)には県、市町村が運営する牛の繁殖・育成センター、肥育センターなどがある。

資本の性格からみれば、(4)は私的資本であり、(5)は協同組合資本、(6)は公的資本である。そして、いずれも資本結合体である「企業経営」である。

ただし、(4)については、農業生産者による経営との比較の上からいえば、ローカル資本と中央資本との経営の性格の違いをみておく必要がある。つぎの項で改めて検討するが、ローカル資本の食肉加工メーカーや食肉卸売業者は、資本結合体であっても出資者に人的な結合関係が強く、家族による出資・経営のことが多い。この場合には、農業生産者の「家族・同

族企業経営」との共通性が高い。他方中央資本の場合には、出資者が不特定多数で出資者の人的結合関係は問題にならない。

また加えて、Cとして以上の(1)~(6)の経営の統合、いわゆるインテグレーションも企業形態の1つとして念頭におく必要がある⁴⁾。

3) 家族経営を協業経営の一形態として把握することに重点をおく見解としては、松木洋一前掲書、武部隆「農業経営組織の構造的側面をめぐる諸問題」(『農林業問題研究』第26巻第3号、1990年)がある。

4) 農業インテグレーションを農業の企業形態の一つとしてとらえたのは、吉田忠『食肉インテグレーション』農政調査委員会、1975年、である。

3. 企業形態の総合的検討：経営の基礎構造と企業的展開度合

農業生産者による経営と農業生産者以外の経営主体による経営の企業形態区分をひとまず以上のようにそれぞれ行ったが、これらは経済的性格において相互にどのような対応関係にあるのか。以下に改めて、(1)企業的展開度合、(2)経営要素の結合関係、(3)資本の性格、(4)構成員の人的結合の性格、の各側面に着目しながら、それらを相互につきあわせ全体の関係が明らかにできるように総合的な検討を行いたい。相互関係を総合的にしめしたのが後述の図-2である。

(1) 企業的展開度合

経営の企業的展開度合は2つの段階で把握できると考える。第1の段階は、母体経済からの自立度合いであり、未分離な段階から分離した段階への展開である。これを「伝統的経営」から「企業経営」への展開としてすでに把握した。第2の段階は、母体経済から分離した段階での経営の企業的展開度合であり、企業内部における所有と経営と労働の相互関係から把握できる。これらが相互に一致している段階から分離した段階へとすすむが、これは、「企業経営」についてその展開度合をより詳細に把握する指標となる。

なお、企業的展開度合は経営要素の所有の性格と表裏の関係にある。「伝統的経営」は消費経済である世帯による所有、「企業経営」は第1次的には個別経済人である株主による所有であり、第2次的には株主から出資された資本の、経営体そのものによる所有である⁵⁾。

このような企業的展開度合は、経営要素の結合関係からみた経営の基礎構造と対応する。

(2) 経営要素の結合関係 (経営の基礎構造)

では、このような経営の基礎構造にあたる部分をどのようにとらえ、その違いをどのように整理すればよいか。

ここで、経営要素の結合関係から経営の性格を改めて整理すると、「伝統的経営」は、出

資資本をもたないので経営の基礎になっているのは資本結合ではなく、家族または複数家族および生産者同士の人的結合であると考えられるが、「企業経営」では、出資資本を基礎にしており、出資者が家族・同族のような血縁であれそうでない場合であれ、そのような人的関係は資本の背後に後退する。経営の基礎構造にはこのように大きな違いがあり、前者のような経営を人的結合体、後者のような経営を資本結合体としてとらえることができる。

ただし、資本結合体であっても、出資者の範囲が限定されており、資本結合の基礎に強い人的信用関係が存在するものと、株式が市場に上場されている企業のように出資者が不特定多数で、資本結合は市場を媒介にし、そこに人的信用関係は存在しないものがある。このような「企業経営」におけるよりたちいった企業形態の相違については改めてとりあげる必要があるが、ここでもさしあたって前者を人的信用基礎にもとづく資本結合、後者を資本的信用基礎にもとづく資本結合とよんでおく。

このように、企業的展開度合によって経営要素の結合関係には大きな違いがある。ここで対応関係を整理しておくと、母体経済と未分離な経営（「伝統的経営」）は人的結合体であり、母体経済から独立した出資にもとづく経営（「企業経営」）は資本結合体である。さらに母体経済から分離した経営（「企業経営」）における所有・経営・労働の関係についてみると、相互の分離の度合いが低いのは人的信用基礎にもとづく資本結合体であり、分離がすすんでいるのは資本的信用基礎にもとづく資本結合体であるという対応関係がとらえられる。

なお、「企業経営」にいたる過渡的段階を「企業的経営」として区分したが、「企業的経営」は母体経済からの分離および人的結合体と資本結合体との区分との対応からみれば、それぞれの境界に位置することになって、中途半端な存在になる。しかし、農業や畜産の分野においては変化しつつある過渡的段階をとらえることが大切であると考えるのでこの区分を用いたい。

(3) 資本の性格

つぎに資本についてみる。

その際、資本結合体でない「伝統的経営」については資本の性格について論じようがないが、共通の枠組みでとりあつかうにはつぎのような方法がある。統一体である農家を概念的に消費経済＝世帯と経営経済とに区別し、経営要素は消費経済から経営経済へ「元入れ」されるものとして出資に擬性する考え方があり、この考え方をもちいると資本の性格という共通の指標を適用できる。

畜産経営においても、資本の種類は、一般区分にしたがって、私的資本、公的資本、協同組合資本、公私混合資本に区分することができる。このようにみたとき、表-1の区分のうち農業生産者による経営の(1)－(3)と、(4)の農外資本・農業関連資本による経営は私的資本であり、(5)の農業協同組合による経営は協同組合資本、(6)の地方自治体による経営は公的資本である。このような区分が単に形式にとどまらず、実際的に必要なことは、先に例をあげた

ように、畜産経営には公的資本、協同組合資本に属する経営の比重が相当高く、資本の種類による経営の性格の違いが論点になることからあきらかであろう。

(4) 構成員の人的結合の性格

つぎに、人的要素についてみる。

人的要素からあらためて経営の性格をとらえなおせば、資本結合体と人的結合体とは、資本結合が前面にでるか人的結合が前面にでるかの違いであって、資本結合も所有（すなわち出資）によって実現されるのであり、その背後ないし基礎には出資者という人的集団が存在する。したがって、資本結合体においても資本結合の背後にある出資者という人的集団の性格に着目することが必要になる。これは資本結合の性格をより立ち入ってとらえることにもなる。

このような構成員（出資者）集団の人的結合の性格についてはつぎのように整理できる。まず、構成員の範囲が限定されているか、限定されない不特定多数であるか。前者は人的結合体かまたは人的信用基礎にもとづく資本結合体に対応し、後者は資本的信用基礎にもとづく資本結合体に対応する。前者においては、出資者＝所有者が経営者機能を担う（人的結合体においては直接労働をも担う）ことが普通であるが、後者においては出資者の多くは単なる株式所有者にとどまり、経営にはタッチしない。

構成員の範囲が限定されている場合は、この集団が所有者でありかつ経営者機能を担う位置にあるので、ついで、この集団の性格を立ち入ってとらえる必要があろう。農業生産者の集団であるか、農業生産者以外の集団であるかの区別が大切であろうし、ついでその各々の集団の範囲が個人（単独）か、家族・同族などの血縁関係であるか、非血縁の者同士の結合か、さらに農業生産者の非血縁結合の場合はそれが地縁結合か機能的結合か、などがさしあたって大切な視点となろう。

(5) 総合的把握

以上に用いた指標の相互関係は、すでに順次説明してきたが、図－2のようにまとめられる。

農業生産者による経営を企業的展開度合にそって、「伝統的経営」「企業的経営」「企業経営」に区分した。しかし、畜産分野で農業生産者による経営の企業的展開がすすんだとはいえ、その資本結合は人的信用基礎にもとづく範囲であることが多い。したがって、先の表－1の(1)－(3)の農業生産者による経営は、企業的展開度合においては母体経済と未分離で経営要素の結合関係からみると人的結合体であるもの（伝統的経営）から、母体経済と分離し、資本結合体となる（企業経営）領域まで分布するが、それは人的信用基礎にもとづく範囲までにとどまる、と整理できる。これらの資本の種類は私的資本（人的結合体においては擬制概念）であり、構成員の人的結合の範囲は限定されており、結合関係には個人、家族・同族、

図－２ 農業経営の経済的性格把握指標の対応関係と各企業形態の位置

資本の性格	企業の展開度合		経営体と母体経済との分離	
			未 分 離	分 離
	構成員の結合	経営要素結合	経営体の所有・経営・労働の分離	
			一致	低い ← → 高い
私 的 資 本	限	農業生産者	人的結合体	資本結合体
				人的信用基礎
	定	生産者外	個人・家族・同族・非血縁	資本的信用基礎
				← 個人企業経営 → ← 家族同族企業経営 → ← 企業経営 → ← (ローカル) →
公 的 資 本	非限定	非限定	非限定	← 企業経営 → (中央資本)
				← 企業経営 → (自治体)
協同組合資本	非限定	非限定	非限定	← 企業経営 → (協同組合)

表－１の表示
……
農業生産者による経営(1)～(3)
農外資本・農業関連資本による経営(4)
自治体(5)
協同組合(6)

非血縁の農業生産者の３つのタイプがある。

ついで、農業生産者以外の経営主体による経営はいずれも経営体が母体経済から分離した企業経営の領域にある。

そのうち、農外資本・農業関連資本によるものは、農業生産者による経営と同様に、資本の種類は私的資本である。構成員の人的結合の範囲は限定されているものから、限定されない不特定多数であるものまでの領域にまたがる。したがって、資本結合は人的信用基礎にもとづくものから資本的信用基礎にもとづく領域にひろがる。農外資本・農業関連資本による経営のうち、販売先が地域的に限定されているような中小の食肉加工メーカーや食肉卸売業者は、株式会社形態をとっていても株式非公開で家族・同族出資の会社が少なくない。これはやはり、人的信用基礎にもとづく資本結合ととらえられる。これに対して、販売先が全国におよぶ大手食肉加工メーカー、食肉卸売業者には株式が公開され出資者が不特定多数であり、資本的信用基礎にもとづく資本結合であるものが多い。

このように、中央資本によるものは、構成員の範囲が限定されないものが多く、資本結合は資本的信用基礎にもとづく領域にある。ローカル資本によるものは、構成員の範囲が限定されているものが多く、構成員の範囲には個人、家族・同族のタイプがあり、資本結合は人的信用基礎にもとづく領域にとどまるとまとめられる。

(5)の地方自治体、(6)の農業協同組合による経営は、それぞれ公的資本、協同組合資本である。(5)の公企業のように不特定多数者の利用・福祉を目的とするもの、また、(6)の協同組合資本による経営についても、連合組織をもちしかも単位組織の規模が大きい総合農協や大規模

専門農協は、生産者の協同組織ではあるが、集団の構成員の範囲は限定されていないといつてよい。したがって、これらにあっては経営に住民や組合員生産者個々人の意思の作用する度合は低く、このような出資構成員意思の作用の仕方において、資本的信用基礎にもとづく資本結合の私企業に類似したところがあり、資本結合体に含めて整理した。なお、専門農協のうち、牧野専門農協等のように、構成員が少数で限定されている（1集落程度の範囲）とみなせるものは、(2)の生産者の協業経営にふくめてとらえることが妥当だと考える。

以上のような経済的性格の違いは、意思決定や経営管理における仕組みの相違をもたらすものと考えられる。人的信用関係が強いとき代表者の意思が経営に作用する度合が高い。また、血縁である場合とそうでない場合とではその仕組みが異なる。資本的信用基礎にもとづく資本結合体においては、経営行動に関して、各出資者の意思の作用する度合が低く、第2次的所有による経営体そのものの展開論理が強く働くことになる（したがって、所有と経営の分離）。このようにみたとき、(5)(6)の経営行動に対する規制は、協同組合資本、公共資本などという、第1次的所有の抽象的な総体としての性格からのみ生じる制約によるものとなる。

- 5) 本章の分析では、さしあたっては株主による所有の側面しかとりあげないが、企業経営における所有は、このような2重の構造でとらえる必要があると考える。このようなとらえ方を行っているものには、北原勇「巨大企業における所有と支配」（『経済研究』第31巻第4号1980年）、同『現代資本主義における所有と決定』（岩波書店、1984年）がある。

4. 「家族経営」・「協業経営」における「伝統的経営」・「企業的経営」・「企業経営」の内容規定……経営構造、経営目標、経営管理の特質

以上においては多様な畜産経営の企業形態の全体像を整理することを試みたが、つぎにあらためて農業生産者による経営の企業形態をとりあげたい。企業的経営、企業経営などの用語が使われることが多くなったが、その意味内容が必ずしも明確にされているわけではないと考えられるので、ここでは、経営構造に加えて、経営目標、経営管理にも立ち入ってこの3つの側面から各々の特質を整理することによって、その意味内容を明確にしたい⁶⁾。一覧を表-2に示した。

(1) 「伝統的家族経営」、「企業的家族経営」および「家族・同族企業経営」

「家族経営」とは、一般に、自己所有の農地・生産手段と家族労働力の結合にもとづき、家族の生計費（＝所得）確保を目的として営まれる経営とされる。これは、経営構造と経営目標（経営原則）の特徴にもとづいた内容規定であるが、これに加えてさらに、経営管理面において(i)経営会計と家計の未分離、(ii)経験的技術、(iii)家族の権威関係を基礎にした、経営内の非機能的な役割分担、という特徴をもつものを「伝統的家族経営」としてとらえたい⁷⁾。

これに対して、「企業的家族経営」は、経営構造と経営原則は「伝統的家族経営」と基本的に変わらないが、主として生産規模の拡大にともなう経営管理上の変化が必然的に生じざるをえないことから、指標として経営管理面における変化をあげておきたい。すなわち、経営と家計の会計的分離を基本とし、(イ)経営会計の確立、(ロ)計数的管理、物的価値的投入・算出関係の明確化、(ハ)職能にもとづく分業の明確化の発生である。

「企業経営」の場合は、「世帯」と「経営」の分離がさらに進み、それが経営構造、経営原則の違いとなってあらわれたものである。すなわち、経営構造は(イ)消費経済から経営への出資関係の明確化、(ロ)他人労働の雇用とその比率の増大、(ハ)資本および生産手段の所有者と作業労働(者)の分離、という特徴をもち、経営原則は資本収益原則となる。その結果、経営管理面においても(イ)消費経済から独立した資本計算単位の確立、(ロ)指揮管理労働と作業労働との分離、などの変化が生じる⁸⁾。出資者が家族・同族など主として血族の範囲であるとき、これを「家族・同族企業経営」と規定したい。

表-2 「伝統的家族経営」・「企業的家族経営」および「伝統的協業経営」・「企業的協業経営」と「企業経営」の区分指標

	「伝統的家族経営」	「伝統的協業経営」
(経営構造)	自己所有農地・生産手段 ・家族労働力の結合	構成員世帯の所有農地・生産手段 ・構成員世帯の家族労働力の結合 (構成員世帯との所有関係が不明確)
(経営目標)	所得追求	構成員農家の所得追求
(経営管理)	イ 経営と家計の未分離 ロ 経験的技術 ハ 家族の権威関係を基礎にした、経営内の役割分担	イ 経営体会計の未確立 ロ 経験的技術 ハ 分業の未確立
↓		↓
	「企業的家族経営」	「企業的協業経営」
(経営構造)	上に同じ	構成員の個人単位での明確化 土地・資本の出資関係の明確化
(経営目標)	上に同じ	経営純収益の追求
(経営管理)	イ 経営と家計の会計的分離 ロ 計数的管理、投入算出の明確化 ハ 職能にもとづく分業	イ 経営体会計の確立 ロ 係数的管理、投入産出の明確化 ハ 職能にもとづく分業
↓		↓
	「家族・同族企業経営」「集団企業経営」	
(経営構造)	イ 消費経済から経営への出資関係の明確化 ロ 他人労働の雇用 ハ 所有と労働の分離	
(経営目標)	資本収益原則	
(経営管理)	イ 消費経済から独立した資本計算単位の確立 ロ 指揮管理労働と作業労働の分離	

* 「家族・同族企業経営」は、出資者が家族・同族であるもの、「集団企業経営」は、出資者が非血縁者であるもの。

(2) 「伝統的協業経営」、「企業的協業経営」および「集团的企業経営」

協業経営についてもまず消費経済（各農家経済）と未分離の状態を考慮しておくなくてはならない。耕種部門に多く、畜産には少ないが、これを企業形態の類型上「伝統的協業経営」として区別しておく。

「伝統的協業経営」は、表-2にしめしたように、構成員世帯の所有農地、所有生産手段、構成員世帯の家族労働力の結合によって営まれ、構成員世帯と協業経営体との所有関係が不明確であり混然一体となっていることを特徴としてとらえることができる。そのため、経営管理においても(イ)経営体会計の未確立、(ロ)経験的技術、(ハ)分業の未確立という特徴があらわれる。

これにたいして「企業的協業経営」は、経営構造面において(イ)構成員が個人単位で明確化し、(ロ)土地・資本の出資関係が明確化することによって、「伝統的協業経営」とは区別される。その結果、経営目標においては経営体としての経営純収益の追求がめざされ、経営管理面においては、(イ)経営体会計の確立、(ロ)係数的管理、投入産出の明確化、(ハ)職能にもとづく分業がみられるようになる。この場合も、家族経営の場合と同様に変化の契機は生産規模の拡大であろう。土地利用型部門では「伝統的協業経営」の形態が多いが、畜産諸部門では生産規模拡大の速度が早く、はやくに「企業的協業経営」へ転換するか、当初から「企業的協業経営」として出発することが多い。

「集团的企業経営」は、出資者が非血縁の集団であるところが、同じ企業経営でも先にみた「家族・同族企業経営」との違いであるが、経営構造において(イ)消費経済から経営への出資関係が明確化し、(ロ)他人労働の依存度を高め、(ハ)所有と労働が分離し、経営目標において資本収益原則をとるようになること、経営管理において(イ)消費経済から独立した資本計算単位の確立、(ロ)指揮管理労働と作業労働の分離がみられるようになることは、「企業経営」として共通の特徴である。

6) 経営の類型を、経営構造、経営目標、経営管理の3つの側面からとらえる方法は、吉田忠編著『地域農業と農業経営』（明文書房、1981年）、および『農業経営学序論』（同文館、1977年）による。ここでの類型の違いは主に経営構造と経営目標においてとらえられている。

7)、8) 「家族経営」「企業経営」の内容規定は、占部都美『改訂 企業形態論』（白桃書房、1975年）の「個人経営」「企業経営」の定義を参照している。個人経営の定義は伝統的家族経営にほぼあてはまるが、経営管理の項目の(ハ)を付け加えた。また、一般経営を対象にしている占部は、当然のことながら、農業において大きな位置をしめる生産者同士の協業経営のような家族経営以外の伝統的経営形態についてふれてはいないし、企業経営においても出資者の人的結合の性格の違いにはふれていない。同じく伝統的経営と企業経営の過渡段階をそれ自体としてとりあげてはいない。しかし、畜産および農業においてはこうした一般経営学において取り上げられていない部分が重要である。なお、農業経営の類型化を、母体経済と経営体との関係から行っているものに、大槻正男の「農業経営学における基本的諸概念」（『大槻正男著作集』第1巻、楽遊書房、1977年、原著は1937年）がある。ここでは本稿でいう経営構造と経営目標に着目している。

5. 畜産経営の法律形態……法人畜産経営と非法人畜産経営

農業経営の法律形態は、まず大きく、特定の法律にもとづいて設立される法人格をもつ経営（これをここでは法人農業経営と呼ぶ）と、非法人の経営（一般農家や任意組合といわれる協業経営がこれにあたる）とに分けられる。

周知のように、農業に固有の法人として「農事組合法人」（「農業協同組合法」にもとづく：農業経営を行う場合は2号法人）があり、さらに一般経済分野に共通の会社形態である「合名会社」、「合資会社」、「株式会社」（以上は「商法」にもとづく）、「有限会社」（「有限会社法」にもとづく）が、農業経営を行う法人として認められている。ただし、農地を取得することのできる法人は「農地法」によって限定されており（「農業生産法人」資格の付与）、以上5つの法人形態のうち「株式会社」が除外されている。したがって、「農事組合法人」、「合名会社」、「合資会社」、「有限会社」は、それぞれ一般法人与農業生産法人に区別されることになる。なお、同じく農地法の規定により、非法人の場合も農地の取得にもとづき農業経営を行うことができるのは「農家」に限定される。これらはすべて、経済形態としての企業形態ではなく、法律形態による区分である。

先の1項の(1)(2)の2つの指標からみた経済的性格（企業形態）とこの法律的形態とは必ずしも相互に対応しない。ある経営が「企業的経営」「企業経営」の内実をもつかどうかということと、その経営が法人登記をされているかどうか、あるいはどの法人形態で登記されているかということとは別の次元のことだからである。法人登記されている場合も、その実態は法律によって仕組まれた本来の制度上の性格とかい離している場合が少なくない。

このことを念頭においたうえで、法律によって仕組まれた制度上の性格（各法律形態の典型）が、先の経営の基礎構造と企業的展開度合の2つの指標でとらえた(1)－(7)の畜産経営の各企業形態とおよそどのように対応するかを示したのが表－1の右端欄である。法人畜産経営の範囲は□枠で囲んだ部分になり、それ以外が非法人畜産経営となる。法人畜産経営については、(1)の家族経営のタイプでも、(2)の協業経営のタイプでも、(3)の個人経営のタイプでも経営の発展段階によってそれぞれ企業形態が変化して行くように、法律形態も各々のタイプについて非法人か法人また法人でもいくつかの形態をとりうるのである。他方、農業生産者以外の経営主体によって営まれる(4)(5)(6)は、いずれも法人経営であることが普通である。

なお、現在のところ農業生産者の設立する法人畜産経営が会社形態をとる場合には、有限会社がほとんどであり、株式会社はきわめて少ない。その理由は、株式の一般公開を必要とするほどの資本規模にいたっていないことが基本であるが、現実的な要因としては農業生産法人資格が有限会社までに限られていることによる。農業補助金、農林系融資の対象、農協組合員資格がそれによって変わるためである。

6. む す び

はじめにものべたように、畜産分野においてもいわゆる農家すなわち伝統的家族経営の減少が著しい。しかし他方で、農業生産者による経営の企業的展開が進んでおり、また農外資本・農業関連資本の進出、および農業協同組合や地方自治体による経営が最も進んでいる分野であり、これら複数の方向で経営の多様化がみられる。

本稿では、この畜産経営の多様性をとらえることができるように、経営経済的性格からみた企業形態の整理を行った。整理の指標として、「経営の基礎構造（構成員の人的結合および資本の性格）」と「企業的展開度合（経営体の母体経済からの自立度合）」をもちいた。この指標にもとづいて検討したとき、大きく性格の異なる農業生産者による経営と農外資本・農業関連資本および農業協同組合、地方自治体などの農業生産者以外の経営とを相互に照らし合わせて、それぞれの経営経済的特質の異同を明らかにすることができたと考える。さらに、農業生産者による経営については、構成員の人的結合の違いによって区分される「家族経営」「協業経営」と、企業的展開度合から区分される「伝統的経営」「企業的経営」「企業経営」とを統合し、「伝統的家族経営」「企業的家族経営」「家族・同族企業経営」および「伝統的協業経営」「企業的協業経営」集团的企業経営の6つの企業形態を提示し、その各々について経営構造、経営目標、経営管理の3つの側面から内容規定を行った。

追記：本稿は、京都府農業会議『地域農業・農業経営と農業法人』1992年3月所収の拙稿「畜産における法人の展開」、および藤谷築次代表文部省科学研究費（一般研究B）研究成果報告書『農業経営の企業形態に関する理論的・実証的研究』1992年3月所収の拙稿「畜産経営の企業形態と畜産法人の経営類型」の一部を加筆修正しとりまとめたものである。